

大阪府条例第 号

大阪府議会情報公開条例の一部を改正する条例

大阪府議会情報公開条例（平成十二年大阪府条例第百五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(公益上の理由による公開)</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 議長は、前項の規定により公文書を公開しようとする場合には、大阪府議会の保有する個人情報の保護に関する条例(令和四年大阪府条例第八十一号)の趣旨を勘案し、個人の権利利益が適正に保護されるよう特段の配慮をしなければならない。</p>	<p>(公益上の理由による公開)</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 議長は、前項の規定により公文書を公開しようとする場合には、大阪府個人情報保護条例(平成八年大阪府条例第二号)の趣旨を勘案し、個人の権利利益が適正に保護されるよう特段の配慮をしなければならない。</p>

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。